

合法伐採木材流通促進法（クリーンウッド法）の概要と運用について

クリーンウッド法への対応の第一歩となる登録実施機関に対する登録申請事務が平成29年11月以降に開始されることに伴い、フローリングに特化した同法の概要とフローリング譲渡時の表記方法の例示を整理しましたので、お知らせいたします。

1. クリーンウッド法の施行日 平成29年5月20日
2. 法律の目的：国内に流通する木材等を対象として、木材関連事業者による合法伐採木材の利用の確保のための措置を講ずる
3. 法律の対象とする木材等
 - ①木材：丸太、ひき材及び角材、単板及び突板、合板、単板積層材及び集成材、木質ペレット、チップ状又は小片材の木材
 - ②家具、紙等の物品：椅子、机等のうち部材に主として木材を使用したもの、コピー用紙、ティッシュペーパー等のうち木材パルプを使用したもの、フローリングのうち基材に木材を使用したもの
 - ③フローリングの詳細：基材に少しでも木材を使用したものが対象
 - ④フローリングの基材：フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに防湿及び不陸緩和を目的として積層された材料以外のもの
 - ⑤一度使用された木材等：法律の対象外
 - ⑥床施工時に使用する物品：巾木、床見切り縁は法律の対象外
4. 木材関連事業者：国内で流通する木材等を取り扱う業者が対象となり、木材関連事業者は取り扱う全ての木材・木製品の合法性の確認を行う
 - ①第一種木材関連事業者：国内で最初に木材等の譲り受け等を行う木材関連事業者
 - ②第二種木材関連事業者：木材関連事業者のうち第一種木材関連事業者以外の業者

5. 合法性の確認の方法

1) 第一種木材関連事業者：樹種・伐採国、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

- ・ 購入先から①品目
- ②樹種
- ③伐採国又は地域
- ④重量、体積又は数量
- ⑤購入先の名称所在地
- ⑥伐採の合法証明書

を収集

- ・ 国が提供する情報
- ・ 購入先との過去の取引実績等

以上を踏まえ合法性を確認

- ・ 未確認の場合には追加的措置をとる
- ・ 合法性確認に至らなかった木材等は確認の表示をしない

2) 第二種木材関連事業者：購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

6. 木材関連事業者の登録

登録実施機関に対して申請を行い、登録を受けることができる。

①第一種木材関連事業者：全ての事業部門と木材等の種類について登録を行う

②第二種木材関連事業者：木材等を取り扱う事業部門ごとや木材等の種類を限定して登録を行うことができる

7. 譲渡時の措置（納品書等の提供）に記載する合法性確認に関する表記の例
第一種、第二種木材関連事業者に共通です。

製品：フローリング

仕様：基材が合板

合法性に関する表記：①合法性確認した場合

「合法性確認済

（一社）日本フローリング工業会第〇〇〇〇号」

②合法性確認に至らなかった場合

「確認にいたらず」